## 入 札 説 明 書

令和5年度静岡県下田総合庁舎清掃業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、 関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和5年2月17日
- 2 入札執行者 静岡県下田財務事務所長 原田 直彰
- 3 担当部局 〒415-0016 静岡県下田市中531番地の1

静岡県下田財務事務所 管理課管理班

電話番号 0558-24-2012

- 4 業務委託内容等
  - (1) 入札番号 下財管第050001号
  - (2) 業務名 令和5年度 静岡県下田総合庁舎清掃業務委託
  - (3) 業務場所 下田市中531番地の1

静岡県下田総合庁舎(附帯施設を含む)及びその敷地

- (4) 業務期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 業務概要 静岡県下田総合庁舎清掃業務委託要領による
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格(営業種目2)を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
  - (3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
  - (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
    - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
    - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外 の者をいう。)が暴力団員等である者
    - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
    - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的

又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原 材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。
- (7) 入札参加資格確認申請書の提出期限日現在に3か月以上常時雇用関係にある者を、本業務の現場責任者(清掃業務従事者への指導監督、委託業務履行に関する業務連絡及び調整等を行う)として専任で常駐配置できること。
- 6 入札参加資格の確認等
  - (1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を作成の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札資格がないと認められた 者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和5年2月17日(金)から令和5年2月27日(月)まで(土曜日、 日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後5時00分まで。ただし、郵送の 場合は、2月27日(月)午後5時00分必着とする。

イ 提出先 上記3に同じ

- ウ その他 申請書及び資料は、各1部及び長3号封筒(簡易書留料金を含む切手 404円貼付)を併せて申込先に持参又は郵送(簡易書留に限る。)することとし、 電送によるものは受付しない。
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年3月6日(月)までに通知する。
- (3) 申請書は、様式第1号により作成すること。
- (4) 資料は、次によるものとする。

ア 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格を有することを証した書類の写し イ 配置予定の現場責任者に関する調書(様式第2号)

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

- イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出 者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。
- 7 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明
  - (1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1) の説明を求める場合には、令和5年3月15日(水)までに書面(様式自由)を持参又は郵送(必着)することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和5年3月22日(水)までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2) の書面の提出先は、上記3に同じとする。
- 8 契約書案、設計書、要領案、申請書、入札書及び入札心得(以下「設計図書等」とい う。)の交付

設計図書等の交付を次のとおり行う。

- (1) 交付期間 令和5年2月17日(金)から令和5年2月27日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後5時00分まで
- (2) 交付場所 上記3及び申請書ダウンロードサービス (静岡県公式ホームページ電子 行政サービス)
- (3) 交付方法 無料で配布する。郵送での配布を希望する者は、封筒に「清掃入札説明 書希望」と明記し、返信用切手250円分を貼付した返信用封筒(角型2号)を同封し、 上記3まで送付すること。
- 9 設計図書等に対する質問
  - (1) 本入札の参加希望者は設計図書等の内容について質問をすることができる。
  - (2) (1) の質問をする場合には、令和5年2月27日(月)までに書面(様式自由)を持参又は郵送(必着)することにより提出しなければならない。
  - (3) 入札執行者は、質問に対して書面により、令和5年2月27日(月)までに回答する。
  - (4) 回答は、令和5年2月27日(月)から令和5年3月3日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後5時00分まで縦覧に供する。
  - (5) 縦覧場所は上記3に同じ
- 10 現場説明会

現場説明会は実施しない。

- 11 入札執行の日時及び場所等
  - (1) 入札執行日時 令和5年3月23日(木)午前10時00分
  - (2) 入札執行場所 下田市中531番地の1

静岡県下田総合庁舎2階第5会議室

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書は封書に入れ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「3月23日開札(入札)[令和5年度静岡県下田総合庁舎清掃業務委託]の入札書在中」と記入しなければならない。
- (5) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

- (6) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を 公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又 はこれを中止することがある。
- (8) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (9) その他

ア 郵送、電送による入札は認めない。

イ 入札書の提出に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書 の写しを添えて提出すること。

## 12 開札

開札は11に掲げる日時・場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

13 入札の無効

公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の した入札並びに入札説明書及び庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得(以 下「入札心得」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、 無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、庁舎等管理業務 委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けて入札時点において入札参加停 止期間中である者等、入札時点において5に掲げる資格のない者が行った入札は無効と する。

14 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

15 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

16 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

17 支払い条件

12回の分割払いとする。日常清掃を12月で分割した額に定期清掃分を合算した額を支払う。定期清掃(床清掃)6月と12月実施、定期清掃(ガラス清掃)9月に実施。

## 18 その他

- (1) この入札は、当該調達に係る令和5年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。 なお、契約締結日は令和5年4月1日とする。
- (2) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (5) その他詳細不明の点については、静岡県下田財務事務所管理課管理班(電話番号 0558-24-2012) に照会すること。

(6) 本契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。